

寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画

新 旧 対 照 表

寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
第 1 章 はじめに								
1	目次	7		7	第1章 はじめに 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・・・ 1 2 本市における行動計画策定の経緯・・・・・・・・・・ 1 3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症・・・・・・・・ 2	第1章 はじめに 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・・・ 1 2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言ならびに緊急事態措置・・・・・・・・ 1 3 本市における行動計画策定の経緯・・・・・・・・・・ 1 4 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症・・・・・・・・ 2	追加 変更	
2	目次	18		19		8 医療提供における府との役割分担の考え方	追加	
3	1	13	1	13	新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置_____等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。	新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）	追加	語句の定義
4	1	18	1	18	(挿入)	2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言ならびに緊急事態措置 新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。))については、 国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等 が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な 影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、政府対策本部長が発出する。	追加	語句の定義

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						<u>また、緊急事態宣言が出された場合は、特措法の規定により、不要不急の外出の自粛等の要請や施設使用制限の要請、住民に対する予防接種の実施等の緊急事態措置を実施するものである。</u>		
5	1	18	1	27	2 本市における行動計画策定の経緯	3 本市における行動計画策定の経緯	変更	
6	2	5	2	14	(挿入)	<u>また、平成31年4月の本市の中核市移行に伴い、保健所設置市となることから、保健所の役割を新たに追記し、本市行動計画を改訂した。</u> <u>なお、本市行動計画の策定及び改訂に当たっては、特措法において、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くことが定められていることから、「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画審議会」（以下「審議会」という。）に計画（素案）を提示し、意見をいただいた。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加
7	2	8	2	23	(挿入)	<u>また、審議会において、新型インフルエンザ等に関する情報共有を図るとともに、本市と寝屋川市医師会（以下「医師会」という。）・寝屋川市病院協会（以下「病院協会」という。）・寝屋川市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）・寝屋川市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）等が相互に連携し、総合的な対策に取り組んでいく。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加
8	2	9	2	27	3 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	4 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	変更	
第2章 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針								
9	4	1	5	1	必要があることを念頭に置かなければならず、 一つの対策に偏重して準備を行うことは、・・・	<u>必要があることを念頭に置かなければならず、過去のインフルエンザのパンデミックの経験を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、・・・</u>	追加	過去の経過等の具体例を示すため文言を追加。

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
10	4	19	5	20	（１）発生前の段階では、医療体制の整備、市民に対する啓発や市による行動計画等の策定、 <u>近隣自治体との連携体制の確認</u> など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。	（１）発生前の段階では、医療体制の整備、市民に対する啓発や <u>業務計画</u> 等の策定、 <u>大阪府との連携体制の確認</u> など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。	変更 整理	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく「準備」であり、「計画の策定」を準備するものではないため。
11	4	23	5	23	（２）海外で新型インフルエンザ等が発生した段階で、_____対策実施のための体制に切り替える。	（２）海外で新型インフルエンザ等が発生した段階で、 <u>直ちに</u> 対策実施のための体制に切り替える。	追加	語句の追加
12	4	27	5	27	（３）国内_の発生当初等、病原性、感染力等に関する情報が限られている場合には、	（３） <u>国内外</u> の発生当初等、病原性、感染力等に関する情報が限られている場合には、	追加	後段で状況の進展に応じて対策を見直すこととされていることから、状況の進展は国内だけが対象ではないため「国外」を追加。
13	5	2	6	2	<u>また</u> 、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。	<u>なお</u> 、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。	整理	
14	5	5	6	5	（４）府内発生 <u>当初</u> の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、・・・	（４）府内発生 <u>早期</u> の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、・・・	変更	計画上で使用する表現を合わせるため変更
15	5	10	6	10	また、_____新感染症の場合には治療法がない場合もあり、・・・	また、 <u>国内での</u> 新感染症の場合には治療法がない場合もあり、・・・	追加	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
16	5	14	6	14	(5) <u>市内</u> で感染が拡大した段階では、国、 <u>　</u> 府、事業者等と相互に連携して、・・・	(5) <u>府内</u> で感染が拡大した段階では、国、 <u>大阪府</u> 、事業者等と相互に連携して、・・・	変更	保健所は府内の状況も踏まえた対策を講じる役割があるため変更
17	5	25	6	25	市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、 <u>　　</u>			

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
					呼びかけ、 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最小限のものとする。	請、学校(学校教育法第1条第1項、第124条、第134条に規定する学校を指す。以下同じ。）・興行場等の使用等制限の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、大阪府が市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限となるよう市内の状況等について大阪府に情報提供するなど、協力を行うものとする。	削除	あり、権限を行使する対象に協力を求める内容とするため追加
22	6	29	8	5	抗インフルエンザウイルス薬等の有効性より、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要ないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。	抗インフルエンザウイルス薬等の有効性により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要ないこともあり得ることから、必ずしもこれらの措置が講じられるものではないということに留意する。	整理	
23	7	5	8	9	寝屋川市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）は、府や近隣自治体の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。	寝屋川市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）は、府対策本部や近隣自治体の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。	追加	市対策本部の連携先は「府」ではなく「府対策本部」を基本とするため追加
24	7	7	8	11	市対策本部長は、府対策本部長に対して、・・・	市対策本部長は、府対策本部長に対して、・・・	整理	
25	7	9	8	13	(挿入)	また、府対策本部長による緊急事態宣言に備え、未発生期の段階から大阪府と連携し、必要事項について調整を行う。	追加	府域に宣言がなされた場合、本市の発生段階は府と同等になるため、府との連携について記載
26	7	11	8	17	市は、市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。	本市は、市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。	整理	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
27	7	20	8	26	本市における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画_____の中で示されたCDC（米国疾病管理予防センター）モデルによる推計を参考に受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。	本市における流行規模の想定にあたっては、政府行動計画や府行動計画の中で示されたCDC（米国疾病管理予防センター）モデルによる推計を参考に受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。	追加	国・府の想定を踏襲するため追加
28	8	13	9	22	新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定には多くの議論があるが、 _____以下のような影響が一つの例として想定される。	新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定には多くの議論があるが、 政府行動計画及び府行動計画で想定されている例にならない、以下のような影響を本市の想定とする。	追加 変更	・国・府の想定を踏襲するため追加 ・市を主体とした表現とするため変更
29	8	19	9	29	（２）ピーク時（約２週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって５％程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校、 <u>学校教育法第１条第１項、第１２４条、第１３４条に規定する学校を指す。</u> 以下同じ）、 <u>保育所等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など</u> による）のため、・・・	（２）ピーク時（約２週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって５％程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校、 <u>保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など</u> ）のため・・・	削除 変更	・既出の語句の定義を削除 ・保育所＝公立に限定されるため変更
30	9	5	10	13	各段階において想定される状況に応じた対応方針を <u>定めておく必要がある。</u> <u>発生時における各発生段階への移行時期については、必要に応じて府と協議の上、市において柔軟に判断する。</u>	各段階において想定される状況に応じた対応方針を定め_____る。 <u>発生段階の移行については、海外や国内での状況を踏まえて政府行動計画に基づき政府対策本部が決定するため、府行動計画において、必要に応じて国と協議のうえ大阪府が判断するとしている。</u>	整理 追加	・発生段階の移行は、国、府の判断を踏まえて決定するものとなるため追加。
31	9	7	10	16	<u>市は、市行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。</u> なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、	<u>このため、市行動計画で定められた本市の発生段階は、府行動計画で示す各段階に応じて実施することとする。</u> なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間とな	整理 追加	・発生段階は府を踏まえて決定するため追加。

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
					段階どおりに進行するとは限らないこと、更には、 <u>府域において、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）</u> が発出された場合には、対策の内容が変化する。	る可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、更には、 <u>緊急事態宣言</u> が発出された場合には、対策の内容が変化する。	削除	・ 既出の語句の定義を削除
32	10	1	11	21	インフルエンザ等対策を <u>適切</u> に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。	インフルエンザ等対策を <u>的確かつ迅速</u> に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。	整理	
33	10	11	12	1	・ ____府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。 ・ ____府は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に関し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。 ・ ____府は、新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。	・ <u>大阪府</u>は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。 ・ <u>大阪府</u>は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に関し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。 ・ <u>大阪府</u>は、新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。	整理	
34	10	20	12	10	・ ____府は、<u>府域に緊急事態宣言が発出されたときは</u>、国や市町村と連携し、必要に応じて、<u>新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）</u>を適切に講じる。	・ <u>大阪府</u>は、<u>緊急事態宣言が発出されたときは</u>、国や市町村と連携し、必要に応じて、<u>緊急事態措</u>を適切に講じる。	整理 削除	既出の語句の定義の削除

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
35	10	23	12	12	・ ____府は、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。	・ 大阪府は、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。	整理	
36	11	13	12	15	（4）市の役割 ・ __市は、住民に最も身近な地方自治体として、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、_____要援護者の支援に関し、_____基本的対処方針等を踏まえ、市行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、____府や近隣自治体と緊密な連携を図る。	（3）本市の役割 ・ 本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、市民に対するワクチンの接種や____生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者の支援に関し、国が示す基本的対処方針等を踏まえ、市行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、大阪府や近隣自治体と緊密な連携を図る。	変更 整理	項目の順番の入れ替え
37	11	18	12	20	・ __市は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市が実施主体となる対策に関し、地域の実情に応じた市行動計画を作成するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。	・ 本市は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、市民の生活支援等の市が実施主体となる対策に関し、本市の実情に応じたマニュアル等を作成するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。	整理	
38	11	21	12	23	・ __市は、新型インフルエンザ等の発生後、府域において緊急事態宣言が発出されたときは、市対策本部を設置し、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。	・ 本市は、緊急事態宣言が発出され府対策本部が設置されたときは、市対策本部を設置し、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、本市の実情に応じて対策を進める。	整理 追加 変更	・ 市対策本部の設置根拠を明示することで、市対策本部が設置された前提となり、市の実情に応じた対策だけを考慮すればよい
39	11	24	12	26	・ 市は、保健所が行う搬送体制の整備に協力するとともに、____府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。	・ 本市は、枚方寝屋川消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）と連携して、患者の搬送体制を整備する。また、大阪府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。	変更	保健所の移管に伴う変更

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
40	11	26	12	29	(挿入)	・ <u>感染症法上、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められることから、大阪府と医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加
41	10	26	13	4	(3) 保健所の役割	(4) 保健所の役割	変更	項目の順番の入れ替え
42	10	29	13	7	・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生前には、 <u>保健所管内の状況</u> に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。	・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生前には、 <u>所管内の状況</u> に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。	整理	
43	11	2	13	9	・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、 <u>郡市区医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等を指す。以下同じ。）や協力医療機関、薬局、市町村、消防本部、警察署、社会福祉協議会等の関係者からなる保健所管内関係機関対策会議（以下「対策会議」という。）を開催し、所管区域内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進する。</u> ・ <u>また、府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。</u>	・ 保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、 <u>市医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等を指す。以下同じ。）や新型インフルエンザ等対策協力医療機関（以下、「協力医療機関」という。）、消防本部、警察署、社会福祉協議会等の関係者からなる健康危機管理対策会議（以下「対策会議」という。）を開催し、所管内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進する。</u> 府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。	整理 変更	
44	11	10	13	17	・ 保健所は、速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。	・ 保健所は、速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。	整理	
45	11	12	13	19	(挿入)	※ 保健所の役割の概要は、p18を参照。	追加	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
46	12	5	13	28	① 感染症指定医療機関（感染症法第 38 条） 新型インフルエンザ等____発生早期においては、積極的に患者等を受入れ、適切に医療の提供を行う。	① 感染症指定医療機関（感染症法第 38 条） 新型インフルエンザ等、 <u>市内</u> 発生早期においては、積極的に患者等を受入れ、適切に医療の提供を行う。	追加	発生段階の表記に合わせるため
47	12	7	14	1	② 指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関及び協力医療機関（ <u> </u> 休日診療所を含む）	② 指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関及び協力医療機関（ <u>市</u> 休日診療所を含む）	追加	実施主体の明確化
48	12	16	14	12	④ 歯科医療機関 歯科を標榜していない病院と連携し、_____ _____ <u>人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行うとともに、</u> 歯科救急をはじめ適切に歯科医療を提供する。	④ 歯科医療機関 歯科を標榜していない病院と連携し、 <u>歯科救急の実施をはじめ適切に歯科医療を提供する、また、人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行う</u> _____。	変更	文章の編成の変更
49	12	26	14	23	（7）登録事業者の役割 ・ 特措法第 28 条に規定する、特定接種の対象となる医療の提供の業務又は <u>国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者</u> で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）	（7）登録事業者の役割 ・ 特措法第 28 条に規定する、特定接種の対象となる医療の提供の業務又は <u>市民生活の安定に寄与する業務を行う事業者</u> で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）	整理	
50	13	7	15	3	（8）一般の事業者 ・ 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における <u>感染防止策を行うよう努める。</u>	（8）一般の事業者 ・ 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における <u>感染防止策を行うことが求められる。</u>	整理	対策の実施主体が市ではなく事業者への要請であるため

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
51	13	13	15	9	(9) 市民 ・ <u>新型インフルエンザ等の発生前は、・・・</u>	(9) 市民 ・ <u>新型インフルエンザ等の発生前から、・・・</u>	整理	
52	13	21	15	18	(挿入)	<u>8 医療提供における大阪府との役割分担の考え方</u> <u>府行動計画では、特措法制定を契機に府と保健所設置市との役割分担を整理したことから、市行動計画においても、その役割分担を明記する。</u> <u>(1) 情報収集・提供</u> <u>【サーベイランス】</u> <u>府内の感染状況の把握及び公表については、府民にわかりやすく情報提供するという観点から、以下のとおり、大阪府感染症情報センター(以下「情報センター」という。)において府域一元的に対応する。</u> ・ <u>府内未発生期以降小康期までの間で、サーベイランス(患者発生情報を収集、分析し、得られた情報を疾病の予防と対策のため、迅速に還元するもの)が強化される期間内において、大阪府及び保健所設置市は、所管する保健所を経由して、患者全数、学校サーベイランスにより収集した新型インフルエンザ等発生情報を毎日、情報センターに報告する。ただし、定点、入院サーベイランスは週報とする。</u> ・ <u>患者全数は、1日2回、学校サーベイランスの情報は、1日1回情報センターに報告し、情報センターにおいて、集約・分析・公表する。</u> ・ <u>発生状況の公表は、ホームページにおいて、府内全域分については情報センター</u>	追加	保健所の移管に伴う追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						<u>が行い、市域内分については本市が行う。</u> <u>【報道提供】</u> ・ <u>大阪府は、府内全域分、保健所設置市は、市域分の状況について報道提供する。</u> ・ <u>報道提供を行う際には、相互に連携し、同時刻に同時点の情報を提供する。</u> ・ <u>感染拡大時期に患者発生数を報道提供する際は、毎日2回、定刻に提供する。</u> ・ <u>記者会見、ブリーフィング等の実施は大阪府に一元化するが、府内初発例や死亡事案、大規模感染症等重大事案については、大阪府と調整のうえ、本市においても同時に実施する。</u> ・ <u>記者会見等の実施にあたっては、国や大阪府との連携について十分留意する。</u> <u>（2）まん延防止</u> ・ <u>感染症法に基づき実施する9項目（P19 参照）については、感染症法第64条の2「大都市等の特例」により、大阪府及び本市が実施する。</u> ・ <u>特措法第24条第9項に基づく、府対策本部長の権限である公私の団体又は個人に対する協力要請、及び第45条に基づく特定都道府県知事の権限である市民に対する外出の自粛、施設等の使用制限等にかかる要請等は、必要に応じ本市の意見を聴取し、大阪府が実施する。</u> <u>（3）医療体制の整備</u>		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						・ <u>感染症法第38条第2項に基づく、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関の指定及びこれに付随する事務は、大阪府が実施する。</u> ・ <u>特措法第2条第7項に基づく指定地方公共機関(医療機関)の指定及びこれに付随する事務は、事前に大阪府が本市と情報交換を行い大阪府が実施する。</u> ・ <u>特措法第31条に基づく医療等の提供にかかる要請又は指示及びこれに付随する事務は、大阪府が実施する。</u> ・ <u>特措法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するときは、大阪府が本市と協議、連携のもとで実施する。</u> ・ <u>帰国者、接触外来、入院医療機関の整備は、大阪府及び本市が、それぞれ保健所の所管区域内について、大阪府が登録する協力医療機関をベースに実施する。</u> <u>(4)大阪府との連携</u> <u>大阪府が府対策本部を立ち上げたときは、速やかに市対策本部(任意の対策本部を含む)を立ち上げられるよう体制を整備する。</u> <u>新型インフルエンザ等発生前から本市との連携を強化するため、適宜、大阪府との連絡会議を開催する。</u> <u>(5)特措法における保健所が担う主な役割</u> ・ <u>特措法に基づき、本市が所管する保健所が担う役割は、概ね大阪府保健所と同様とする。</u>		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考										
	ページ	行	ページ	行														
						・ <u>保健所の所管区域を越えて調整が必要な場合（保健所間での水平連携が可能な場合は出来る限り当事者間で調整）や他部局所管事業との連携が必要な場合には、大阪府及び本市の担当各所管が必要な情報の提供や調整等を行う。</u> 保健所の役割の概要 <table><tr><td colspan="2"><u>未発生期における体制整備（保健所所管区域内の体制整備）</u></td></tr><tr><td><u>健康危機管理 対策会議の組 成及び運営</u></td><td><u>保健所は、健康危機管理対策会議を組成し、所管区域内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進するとともに、庁内関係部局及び医師会、 歯科医師会、薬剤師会、病院協会、消防本部と情報共有及び連携体制を構築する。</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>事前の整備</u></td></tr><tr><td><u>帰国者・接触者外来の体制 整備に関する こと</u></td><td><u>帰国者外来（概ね、人口 10 万人に 1 箇所）を設置する医療機関（市休日診療所含む）や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。</u></td></tr><tr><td><u>府内感染期に おける医療の</u></td><td><u>所管区域内の医療機関における、入院可能病床数（定員超過入院病床数を含む）を把握し、府内感</u></td></tr></table>	<u>未発生期における体制整備（保健所所管区域内の体制整備）</u>		<u>健康危機管理 対策会議の組 成及び運営</u>	<u>保健所は、健康危機管理対策会議を組成し、所管区域内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進するとともに、庁内関係部局及び医師会、 歯科医師会、薬剤師会、病院協会、消防本部と情報共有及び連携体制を構築する。</u>	<u>事前の整備</u>		<u>帰国者・接触者外来の体制 整備に関する こと</u>	<u>帰国者外来（概ね、人口 10 万人に 1 箇所）を設置する医療機関（市休日診療所含む）や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。</u>	<u>府内感染期に おける医療の</u>	<u>所管区域内の医療機関における、入院可能病床数（定員超過入院病床数を含む）を把握し、府内感</u>		
<u>未発生期における体制整備（保健所所管区域内の体制整備）</u>																		
<u>健康危機管理 対策会議の組 成及び運営</u>	<u>保健所は、健康危機管理対策会議を組成し、所管区域内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進するとともに、庁内関係部局及び医師会、 歯科医師会、薬剤師会、病院協会、消防本部と情報共有及び連携体制を構築する。</u>																	
<u>事前の整備</u>																		
<u>帰国者・接触者外来の体制 整備に関する こと</u>	<u>帰国者外来（概ね、人口 10 万人に 1 箇所）を設置する医療機関（市休日診療所含む）や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。</u>																	
<u>府内感染期に おける医療の</u>	<u>所管区域内の医療機関における、入院可能病床数（定員超過入院病床数を含む）を把握し、府内感</u>																	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）		内容	備考
	ページ	行	ページ	行					
						<u>確保に関する</u> <u>こと</u>	<u>染期以降に重症者の入院に可能な病床数を確認</u> <u>する。</u> <u>国、大阪府と連携し、全医療機関に対して、診</u> <u>療（業務）継続計画の作成と院内感染防止対策の</u> <u>徹底を要請する。</u> <u>院内感染防止に関する情報を提供する。</u>		
						<u>病診連携、病</u> <u>病連携の構築</u> <u>の推進に関す</u> <u>ること</u>	<u>府内感染期において、医療の提供が適切に行え</u> <u>るよう保健所の所管区域内の医療機関の連携体</u> <u>制の構築を推進する。</u> <u>【病院連携の想定例】</u> <u>地域の中核的医療機関の診療に他の医療機</u> <u>関の医師が協力する病身連携体制等</u> <u>軽症患者は診療所、重症患者は病院という役</u> <u>割分担の調整</u> <u>病床が不足した医療機関から受入可能な医</u> <u>療機関への患者誘導調整</u> <u>ハイリスク患者（妊産婦、透析患者）への対応</u> <u>公的医療機関等による入院の優先的受入</u>		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）		内容	備考
	ページ	行	ページ	行					
						<u>在宅療養の支援体制の構築に関すること</u>	<u>【支援内容の想定例】</u> <u>発生時における、在宅療養者への訪問診療の確保</u> <u>医療機関の収容能力を超えた場合、軽症の患者を在宅療養に切り替えたときの訪問診療の確保支援</u>		
						<u>臨時の医療施設の設置に関すること</u>	<u>医療機関の収容能力を超えた時に備え、医療施設以外の施設での医療の提供体制（施設・人員等）について検討し、大阪府や医療機関等と調整を図る。</u>		
						<u>その他</u>	<u>がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて、原則として新型インフルエンザ等の初診患者を受け入れない医療機関の設定を検討する。</u> <u>保健所の所管内の社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供を検討する。</u>		
						<u>発生期における役割</u>			

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）		内容	備考
	ページ	行	ページ	行					
						<u>サーベイラン</u>	<u>季節性インフルエンザについて行っている患</u>		
						<u>スに関するこ</u>	<u>者発生(定点)、ウイルス、入院、学校サーベイル</u>		
						<u>と</u>	<u>ンスは、府内未発生期以降、追加、強化される。</u>		
							<u>保健所はそれらの情報の一部を毎日、もしくは 1</u>		
							<u>日 2 回情報センターへ報告する。</u>		
						<u>帰国者・接触</u>	<u>事前に準備したリストに基づき、医療機関に対</u>		
						<u>者外来に関す</u>	<u>し帰国者・接触者外来の開設について連絡する。</u>		
						<u>ること</u>	<u>開設に必要な物品等を配布する。</u>		
						<u>府内発生期早</u>	<u>以下の 9 項目について、各発生段階において選</u>		
						<u>期以降におけ</u>	<u>択的に実施する。</u>		
						<u>る感染症法に</u>	<u>①健康監視(積極的疫学調査・検体搬送等含む)</u>		
						<u>係る対応</u>	<u>第 15 条、第 44 条の 3</u>		
							<u>②検疫所長との連携・健康監視(第 15 条の 2、3)</u>		
							<u>③健康診断(第 17 条)</u>		
							<u>④就業制限(第 18 条)</u>		
							<u>⑤入院勧告(第 19 条、第 20 条)</u>		
							<u>⑥移送(第 21 条)</u>		
							<u>⑦消毒(第 27 条)</u>		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）		内容	備考
	ページ	行	ページ	行					
							⑧汚染の疑いのある物件に係る措置（第 29 条） ⑨死体の移動制限等（第 30 条）		
						府内感染期における医療体制に関することと抗インフルエンザウイルス薬の予防投与	病診連携・病病連携等への支援 在宅療養の支援 臨時の医療施設の設置に関する調整 府内未発生期においては、大阪府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、予防投与を行う。 府内発生早期においては、同居者等の農耕接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。		
						市内感染期における医療体制の確保			
						一般医療機関での診療	患者が急速に増加している場合は、医師会、病院協会と連携して、可能な限り迅速に一般の医療機関において診療する体制を確保する。一般の病		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）		内容	備考
	ページ	行	ページ	行					
							<u>院での診療開始後は、帰国者・接触者相談センター及び外来は閉鎖する。</u>		
						<u>病診・病病連携による医療体制の確保に関すること</u>	<u>市内全体の医療体制を確保できるよう医療機関へ要請する。</u> <u>市内全体のできるよう、状況の把握に努め、医療機関等に対し情報収集、情報提供を積極的に行う。</u> <u>患者数の増加等により、在宅療養が拡大することを想定し、在宅療養者への支援体制を確保するため、庁内関係課及び関係機関と適切な役割分担を行い、円滑に医療提供できるよう支援する。</u>		
						<u>特措法第48条による臨時の医療施設の設置及び同法第31条に基づく要請・指示</u>	<u>市内の医療機関の協力を得てもなお、医療機関が不足する場合は、大阪府が行う特措法に基づく臨時の医療施設の設置や医療従事者に対する執務要請・指示に協力する。</u>		
						<u>小康期における役割</u>			

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）		内容	備考
	ページ	行	ページ	行					
						<u>通常医療体制への移行</u>	<u>市内の発生動向及び人的体制を勘案し、市内感染期に講じた対策を順次縮小、もしくは終了し、各医療機関の通常の診療体制に戻す。</u>		
						<u>医療提供体制の総括と評価</u>	<u>市内における新型インフルエンザの流行による被害を把握するとともに、講じた対策について総括し、次の流行時の参考とする。また、総括事項については大阪府へ情報提供する。</u>		
第 3 章 市行動計画の主要 6 項目及び横断的留意点									
53	14	2	22	2	<u>市行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、次の（１）～（６）の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本章では横断的な留意点について記す。</u>	<u>政府行動計画及び府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、次の（１）～（６）の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、____横断的な留意点について記す。</u>	追加 整理 削除	「2つの主たる目的」の主語を明確化するため追加	
54	14	25	22	26	・ 市は、新型インフルエンザ等が発生し、府対策本部が設置され、府内発生早期であると公表されたときは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに <u>市長を本部長とした市対策本部を設置する。</u>	・ 市は、新型インフルエンザ等が発生し、府対策本部が設置され、府内発生早期であると公表されたときは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに____市対策本部を設置する。	削除	災害対策本部長は市条例で市長と規定されているため削除	
55	15	14	23	14	<u>（２）情報収集・サーベイランス</u> <u>① 情報収集</u>	<u>（２）情報収集・サーベイランス</u> <u>新型インフルエンザ対策を適時適切に、効果的に実施するためには、多様なサ</u>	変更 追加	保健所の移管に伴う追加	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
					<u>厚生労働省、国立感染症研究所、府など、国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。</u> ② サーベイランス <u>国及び府の要請に応じ適時協力する。</u>	<u>ーベイランスにより、各発生段階において、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集、分析し、判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスについては、現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。</u> ・ <u>海外で発生した時期（府内未発生期）から国内の患者数が限られている期間（府内発生早期）は、患者の臨床像等の特徴を把握する必要があるため、患者の全数把握等サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。</u> ・ <u>国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点（府内感染期）では、患者の全数把握はその意義が低下し、また医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。</u> ・ <u>サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。</u>		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
56	15	24	24	8	・ 市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、府、__市、医療機関、事業者、市民の各々が____役割を<u>理解</u>するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。 ・ コミュニケーションは双方向性の<u>ものであり</u>、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。	・ 市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、<u>大阪府、本市</u>、医療機関、事業者、市民の各々が<u>自らの役割を認識</u>するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。 ・ コミュニケーションは双方向性の<u>ものとし</u>、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。	整理	
57	16	7	24	19	・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に____正しく行動し<u>てもらうため</u>、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。 ・ __特に児童生徒等に対しては、学校、保育所等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。	・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に<u>市民が正しく行動でき</u>るよう、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。特に児童生徒等に対しては、学校、保育<u>施設</u>等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。	整理 変更	・ 文章編成の変更 ・ 保育所＝公立に限定されるため変更
58	16	14	24	26	・ <u>新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること</u>（感染したことについて、患者やその関係者には<u>原則として責任はないこと</u>）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。	・ <u>誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること</u>（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。	変更	文節の順序入れ替え

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
59	16	28	25	11	- 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、<u>　　</u>府、近隣自治体、医療関係機関及び専門家と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。 <u>　</u>市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用する。 イ 市民の情報収集の利便性向上 - 市民が容易に情報収集できるよう、国・<u>　　</u>府の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイト等を設置する必要がある。	- 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、<u>大阪</u>府、近隣自治体、医療関係機関及び専門家と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。 <u>本市</u>から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用する。 イ 市民の情報収集の利便性向上 - 市民が容易に情報収集できるよう、国・<u>大阪</u>府の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイト等を設置する必要がある。	整理	
60	17	8	25	23	そのため、広報広聴課を中心とし、危機管理室及び <u>保健福祉部</u> が協力し、適時適切に情報を共有する。	そのため、広報広聴課を中心とし、危機管理室及び <u>健康部</u> が協力し、適時適切に情報を共有する。	変更	現在の体制に変更
61	17	11	24	25	イ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ <u>地域</u> において市民の不安等に応えるために <u>説明</u> を行うとともに、	イ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ <u>地域</u> において市民の不安等に応えるために <u>説明</u> を行うとともに、	整理	
62	17	23	26	9	また、市内発生の初期段階では、 <u>保健所</u> が <u>実施</u> する新型インフルエンザ等患者に対する受診の勧奨や、患者の同居者等濃厚接触者に対する感染防止策（健康観察、外出自粛の呼びかけ等）等の感染症法に基づく措置への <u>協力</u> を行う。	また、市内発生の初期段階では、 <u>保健所</u> は新型インフルエンザ等患者に対する受診の勧奨や、患者の同居者等濃厚接触者に対する感染防止策（健康観察、外出自粛の呼びかけ等）等の感染症法に基づく措置を行う。	変更	保健所設置市となるため一人称に変更
63	17	29	26	16	・ <u>府域</u> に緊急事態宣言が発出された場合は、必要に応じ、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の <u>呼びかけ</u> 等を行う。	・ <u>　　</u> 緊急事態宣言が発出された場合は、必要に応じ、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の <u>要請</u> 等を行う。	削除 整理	行動計画において市の対応が伴うときに出来る緊急事態宣言は大阪府域に対

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
								して発出されているものであるため削除
64	18	6	26	21	③ 予防接種 新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。	③ 予防接種 <u>新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。プレパンデミックワクチンについては、国において一定量の備蓄が行われているが、このワクチンの有効性が低い場合にはパンデミックワクチンを用いることとなる。パンデミックワクチンについては、新型インフルエンザ発生後、国が研究、開発することとなっているが、その製造に一定期間を要すること等から、ワクチンが確保されるまでの感染拡大防止策等については、マニュアル等の整備をしておく必要がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。</u>	追加	ワクチンの備蓄及びワクチンの製造等において、一定の期間が要するため、その期間における感染拡大防止策についてのマニュアル整備の必要があることの記載がなかったため追加
65	19	1	27	23	・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる__市職員については、__市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう__未発生期から接種体制を整備する。 (挿入)	・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制を整備する。 <u>なお、接種は、「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画 寝屋川市特定接種マニュアル」（以下「特定接種マニュアル」という。）に基づき実施する。</u>	整理 追加	保健所の移管に伴う追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
66	19	6	28	1	イ 住民に対する予防接種 ・ 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、<u>府域</u>に緊急事態宣言が発出されている場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。 ・ 一方、<u>府域</u>に緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。	イ 住民に対する予防接種 ・ 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、<u>　</u>緊急事態宣言が発出されている場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。 ・ 一方、<u>　</u>緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。	削除	行動計画において市の対応が伴うときに出来る緊急事態宣言は大阪府域に対して発出されているものであるため「府域に」を削除。
67	19	10	28	5	・ 住民に対する予防接種については、<u>　</u>市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう、<u>　</u>接種体制の構築を図る。 (挿入)	・ 住民に対する予防接種については、<u>本市</u>を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう、<u>大阪府の支援を受け</u>て接種体制の構築を図る。 <u>なお、接種は、「寝屋川市新型インフルエンザ等対策行動計画 住民接種マニュアル」（以下「住民接種マニュアル」という。）に基づき実施する。</u>	整理追加	保健所の移管に伴う追加
68	19	15	28	12	住民接種の接種順位については、<u>原則として</u>、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とする。事前に下記のような基本的考え方を整理しておくが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、…	住民接種の接種順位については、<u>政府行動計画に基づき</u>、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とする。事前に下記のような基本的考え方を整理しているが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、…	変更整理	住民接種の接種順位の決定の根拠を示すため変更
69	19	29	28	28	④ 高齢者 ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる<u>65 歳以上の者</u>	④ 高齢者 ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる<u>65 歳以上の者</u>	削除	文章の構成上「（ ）」は不要なため削除

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
70	21	12	30	12	② 発生前における医療体制の整備 府が実施する医療体制の整備については、医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会と密接に連携を図りながら、休日診療所等市の実情に応じ、府に協力する。	② 発生前における医療体制の整備 ・ 大阪府との適切な役割分担のもと、保健所圏域等を単位とし、保健所を中心として、地域の関係者と密接に連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。 ・ あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する予定の医療機関（市休日診療所を含む）のリストを作成し、設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。	変更追加	保健所の移管に伴う変更、追加
71	21	17	30	22	原則として、感染症法に基づき、<u>新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等へ受診するよう促し、同時に患者の受入れ体制を整備する。</u>	原則として、感染症法に基づき、患者等を感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等入院させる。このため、保健所は、<u>感染症病床等の利用について事前に発生時の入院体制について検討しておく。</u>	変更	保健所の移管に伴う変更
72	21	19	30	26	（挿入）	・ <u>保健所は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診察のために、府内発生早期までは、医療機関に依頼して帰国者・接触者外来を設置し、診療を行う。</u> ・ 並行して、帰国者・接触者相談センターを保健所に設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。	追加	保健所の移管に伴う追加
73	21	20	31	3	・ <u>新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、市は府と連携して、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外</u>	・ <u>新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全医療機関において、院内感染症対策を講じる。</u>	変更	保健所の移管に伴う変更

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
					<u>の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。</u>			
74	21	23	31	4	(挿入)	・ <u>医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うこととし、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</u> ・ <u>市内感染期に移行した時は、帰国者・接触者外来を設置する診療体制から、一般の医療機関での診療体制に切り替える。</u> ・ <u>患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける等、医療体制の確保を図る。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時的医療施設等に患者を入院させることができるよう、保健所において、事前に管内の状況を把握し、感染拡大期における活用方策について検討するとともに、在宅療養支援体制を整備しておくことも重要である。</u> ・ <u>医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加
75	21	23	31	18	・ 既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、<u>近隣自治体等関係機関と連携し、____府が行う臨時的医療施設の設置や災害医療に準じた体制の確保に協力する。</u>	・ 既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、関係機関と連携し、<u>大阪府と協力して臨時的医療施設の設置や災害医療に準じた体制を確保する必要がある。</u>	変更	保健所の移管に伴う変更

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
76	21	28	31	22	・ 新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、_____流行が約8週間程度続くとされている。	・ 新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、<u>各地域での流行</u>が約8週間程度続くとされている。	追加	市に限定されるものではないため追加
77	22	2	31	24	市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。 ・ <u>このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限にするため、__府、__市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は、特措法に基づき、事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。</u>	市民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済への影響を最小限にするため、<u>大阪府、本市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は、特措法に基づき、事前に十分準備を行う。また、一般の事業者に対しても事前の準備について要請する。</u>	変更 整理	2段落を1段落に文章構成を変更
78	22	6			・ <u>市が行う措置として、具体的には、要援護者への生活支援、円滑な埋火葬体制の整備、食料品や生活必需品等の備蓄等が挙げられる。</u>		削除	府行動計画との整合を図るため削除
第4章 各種発生段階における対策								
79	23	12	32	12	1. 未発生期 【対策の考え方】 ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、<u>近隣自治体、関係団体等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</u> ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での<u>共通認識</u>____を図るため、継続的な情報提供を行う。	1. 未発生期 【対策の考え方】 ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するかわからないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、<u>大阪府、関係団体等と連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</u> ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での____<u>認識共有</u>を図るため、継続的な情報提供を行う。	整理	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
80	23	12	32	19	特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。	特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直す。	整理	
81	23	19	32	24	② 体制の整備及び連携強化 ・ 庁内の取組体制を整備、強化するため、 <u>庁内会議において、初動対応体制の確立や情報共有をはかり、発生時に備える。また、各部局において業務継続計画を策定する。</u>	② 体制の整備及び連携強化 ・ 庁内の取組体制を整備、強化するため、 <u>初動対応体制の確立や情報共有</u> 、発生時に備えて各部局において業務継続計画を策定する。	削除 整理	業務継続計画を策定するのは、府内会議ではなく各部局において策定するため整理
82	23	22	32	25	・ <u>府や指定地方公共団体と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</u>	・ <u>大阪府、消防本部と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</u>	変更	保健所の移管に伴う変更
83	23	25	32	27	・ <u>新型インフルエンザ等の発生に備え、災害訓練を活用してシミュレーションを実施する等警察、消防本部と連携を強化する。</u>	・ <u>大阪府の支援を受けて、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、職員等を養成する。</u> ・ <u>大阪府が府対策本部を立ち上げたときに備えて、速やかに市対策本部（任意の対策本部を含む。）を立ち上げられるよう体制を整備する。</u>	変更 追加	保健所の移管に伴う変更、追加
84	24	27	33	7	② <u>インフルエンザ等に関する通常のサーベイランス</u> <u>国及び府の要請に応じ適時協力する。</u>	② <u>サーベイランス</u> <u>市内のインフルエンザの感染状況を把握するため、日頃から医療機関、こども部（保育所）、教育委員会（幼稚園、小学校、中学校等）等の協力のもと季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。</u>	変更	保健所の移管に伴う変更
85	24	27	33	11		・ <u>患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）</u> <u>インフルエンザに関して、市内の指定医療機関から患者発生の動向調査を行い、</u>	追加	保健所の移管に伴う追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						<u>市内の流行状況について把握するとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。</u> ・ <u>ウイルスサーベイランス</u> <u>市内の病原体定点医療機関の協力のもと、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握するとともに、地方独立行政法人大阪安全基盤研究所を経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内におけるウイルスの性状の把握に寄与する。</u> ・ <u>入院サーベイランス</u> <u>インフルエンザによる入院患者及び死亡者数の発生動向を調査し、市内における重症化の状況を把握するとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内における重症化の状況の把握に寄与する。</u> ・ <u>学校サーベイランス</u> <u>市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努めるとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内における感染拡大の早期探知に寄与する。なお、実施期間については、国の通知に基づく。</u>		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
86			34	1	(挿入)	③ 調査研究 新型インフルエンザ等の府内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるように、国及び大阪府との連携等の体制整備を図る。	追加	保健所の移管に伴う追加
87	24	4	34	6	① _____ 情報提供	① 継続的な情報提供	追加	
88	24	8	34	10	イ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人_____感染対策の普及を図る。	イ マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。	整理	
89	24	12	34	17	・ _____ 媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関の活用	・ 広報媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関の活用	整理	
90	24	19	34	21	・ 広報広聴課を中心とし、危機管理室及び保健福祉部が協力した情報提供体制の検討	・ 広報広聴課を中心とし、危機管理室及び健康部が協力した情報提供体制の検討	変更	現在の機構に合わせるため変更
91	25	23	34	27	エ 近隣自治体や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。	エ 大阪府や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。	整理	
92	25	2	35	4	③ コールセンター等の設置の準備 _____ 府からの要請に基づき、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるためのコールセンター等を設置する準備を進める。	③ コールセンター等の設置の準備 大阪府からの要請に基づき、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるためのコールセンター等を設置する準備を進める。	整理	
93	25	7	35	10	ア 個人における対策の普及 _____ 市、学校、保育所、福祉施設、事業所等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。	ア 個人における対策の普及 本市、学校、保育施設、福祉施設、事業所等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。	整理 変更	保育所＝公立に限定されるため変更

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
94	25	13	35	23	イ 府域で緊急事態宣言が発出されたときにおける、不要不急の外出自粛等の感染対策について、_____市民の理解促進を図る。	イ _____緊急事態宣言が発出されたときにおける不要不急の外出自粛等の感染対策について、国や大阪府と連携し、市民の理解促進を図る。	削除 追加	連携体制について追加
95	25	25	35	27	新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、・・・	新型インフルエンザ等の発生時に実施する個人における対策のほか、・・・	整理	
96	26	4	36	2	<u>(挿入)</u>	③ 水際対策 _____海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、 _____保健所において入国者（航空機同乗者等）に対して健康観察、疫学調査を行うこと _____となるため、平時から検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る。	追加	保健所の移管に伴う追加
97	26	4	36	6	③ 予防接種 ア 特定接種 ・ 厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。 ・ 特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。_____	④ 予防接種 ア 特定接種 ・ 厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。 ・ 特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。 <u>なお、接種方法等は、特定接種マニュアルを参照。</u>	追加 削除 整理	保健所の移管に伴う追加
					イ 市民に対する予防接種 ・ 国及び_____府の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市の <u>区域内</u> に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。 ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣自治体間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の自治体における接種を可能にするよう努める。そ	イ 市民に対する予防接種 ・ 国及び <u>大阪</u> 府の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市_____内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。 ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣自治体間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の自治体における接種を可能にするよう努める。		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
					のため、国及び__府から、技術的な支援を受ける。 速やかに接種することができるよう、医師会、____医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について_____準備を進める。	そのため、国及び大阪府から、技術的な支援を受ける。 速やかに接種することができるよう、医師会、<u>病院協会</u>、<u>医薬品卸業者等</u>の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法については<u>住民接種マニュアル</u>に基づき準備を進める。		
98	26	4	36	24	① <u>市内感染期に備えた医療の確保</u> <u>保健所を通じ、臨時の医療施設として転用できる施設をあらかじめ調査し、リスト化の検討に協力する。</u> <u>休日診療所にて、帰国者・接触者外来を設置できるよう検討を行う。</u> <u>府内で罹患者が発生した際の搬送体制の確保に協力する。</u>	① <u>地域医療体制の整備</u> <u>ア 帰国者・接触者外来の体制整備</u> <u>新型インフルエンザ等の発生時において、帰国者・接触者外来を設置する医療機関（市休日診療所を含む）や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。</u> <u>イ 市内発生に備えた医療の確保</u> <u>保健所は、国、大阪府と連携し、市内全医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。</u> <u>市内の医療機関における、入院可能病床数（定員超過入院病床数等を含む）を把握し、市内感染期以降に重症者の入院に使用可能な病床数を確認する。</u> <u>院内感染防止に関する情報を提供する。</u> <u>保健所を通じ、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</u>	変更 追加	保健所の移管に伴う変更、追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						・ <u>透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすい医学的ハイリスク者の専門治療が可能な受け入れ医療機関を把握する。</u> ウ <u>搬送体制の整備</u> ・ <u>保健所は、感染症法に基づき入院措置の対象となった新型インフルエンザの患者の搬送を行うため、事前に体制等の準備を行う。</u> ・ <u>感染症法に基づく入院措置の患者増により保健所での対応が困難になった場合の対応について、消防本部と事前協議を行う。</u>		
99	26	26	37	18	② 研修等 <u>府が医療従事者等関係者に対して実施する、市内発生を想定した研修や訓練に協力する。</u>	② 研修等 <u>国及び大阪府と連携し、医療従事者等関係者に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。</u> ③ <u>医療資器材の整備</u> ・ <u>市は、必要となる医療資材（個人防護具等）をあらかじめ備蓄、整備する。</u> ・ <u>市は、医療機関が必要な医療資材を整備するよう要請する。</u>	変更 追加	保健所の移管に伴う変更、追加
100	27	21	37	28	① 要援護者への生活支援 <u>府内感染期における要援護者への生活支援</u> <u>搬送、死亡時の対応等について、</u> ____ 府と連携し要援護者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。	① 要援護者への生活支援 <u>府内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、大阪府と連携し要援護者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
101	27	2	38	3	② 火葬能力等の把握 国及び__府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。 ③ 物資____の備蓄等 ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な____物資を備蓄するとともに、____施設及び設備等を整備する。	② 火葬能力等の把握 国及び<u>大阪府</u>と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。 ③ 物資及び<u>資材</u>の備蓄等 ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な<u>医薬品、その他の物資</u>を備蓄し、又は施設及び設備等を整備する。	整理	
102	28	5	39	2	2. 市内未発生期	2. 市内未発生期 <u>府内発生早期～府内発生期</u>	追加	
103	28	2	39	18	【対策の考え方】 ・ 政府対策本部が、<u>府域</u>に緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・ 対策の判断に役立てるため、国や__府と連携し、海外の発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。	【対策の考え方】 ・ 政府対策本部が、____緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・ 対策の判断に役立てるため、国や<u>大阪府</u>と連携し、海外の発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。	整理	
104	29	17	40	2	・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、____庁内会議を行い、____情報の集約・共有・分析を行うとともに、____市の初動対応について協議する。	・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、<u>市</u>は庁内会議を行い、<u>保健所は健康危機管理対策会議を組成し</u>、情報の集約・共有・分析を行うとともに、<u>市の実情に応じた医療や搬送体制の整備を進める等</u>、市の初動対応について協議する。	追加	保健所の移管に伴う追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
					・ 府域において新型インフルエンザ等の発生が確認され、府内発生早期と公表された場合、市対策本部を設置する。	また、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、消防本部、警察等との情報共有及び連携体制を構築する。 なお、府内発生早期と公表された場合、市対策本部を設置する。		
105	29	1	40	28	① 情報収集 _____引き続き_国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。	① 情報収集 未発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。	追加	
106	29	26	40	29	② サーベイランス体制の強化 <u>国及び府の要請に応じ適宜協力する。</u>	② サーベイランス____の強化 ア 保健所は、市内における感染を速やかに探知できるよう、海外発生の段階から、あらかじめ常時サーベイランスの体制を強化する。また、保健所は、サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から報告を求めるとともに、その原因について迅速に調査を行う等、体制を強化する。 ・ <u>患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）</u> <u>定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生状況から感染拡大の動向を把握する。</u> ・ <u>強化ウイルスサーベイランス</u> <u>新型インフルエンザが発生した場合、通常のウイルスサーベイランスに加え、強化学校サーベイランス及び全数患者把握等でのウイルス検査を大阪健康安全基盤研究所に依頼することで、速やかに抗原性や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、また病原性の変化をチェックできる</u>	変更 追加	保健所の移管に伴う変更、追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						<u>ようにする。</u> ・ <u>入院サーベイランス</u> <u>インフルエンザ様症状を呈して入院した患者の検体を検査することで、</u> <u>新型インフルエンザと診断された入院患者を把握し、重症患者の発生状況</u> <u>や病原性の変化を見極められるようにする。</u> ・ <u>強化学校サーベイランス</u> <u>通常の学校サーベイランスの報告施設を大学までに拡大し(国内感染期</u> <u>では中止)、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業(学級閉鎖、学年</u> <u>閉鎖、休校)の状況及び欠席者を把握する。また、集団発生の報告があった</u> <u>場合は、可能な限り集団発生ごとの患者の検体を採取し、患者や医療機関</u> <u>の協力を得てPCR検査等を行う。</u> ・ <u>全数把握の開始</u> <u>新型インフルエンザ患者を早期に発見し、発生当初の新型インフルエン</u> <u>ザの拡大を防ぐとともに、患者の臨床像等の特徴を把握するため、医療機</u> <u>関に新型インフルエンザ患者の届け出を求め、全数把握を開始する。</u> <u>イ 国民の免疫の状況を把握するために国が実施するインフルエンザウイルスに</u> <u>対する抗体の保有状況の調査に協力する。</u> <u>ウ 国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析、</u>		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						評価に協力する。		
107	29	27	42	1	(挿入)	③ 調査研究 <u>府内で発生した患者について、国から積極的疫学調査チームが派遣された場合には、連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加
108	30	18	42	22	③ コールセンター等の設置 <u>府からの要請に基づき、国や府が作成、配布したQ&A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。</u>	③ コールセンター等の設置 <u>大阪府からの要請に基づき、国や大阪府が作成、配布したQ&A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。</u>	整理	
109	30	21			④ <u>帰国者・接触者相談センターの周知</u> <u>新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</u>		削除	後述「（５）医療」の項目で記載するため削除
110	30	21	42	27	① 市内での_____感染拡大防止策の準備	① 市内での <u>発生及び</u> 感染拡大防止策の準備	追加	
111	30	27	43	2	(挿入)	・ 保健所は、国及び大阪府と連携し、新型インフルエンザの市内発生に備え感染症法に基づく以下の準備を進める。 患者への対応（治療・入院措置等） 患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導等）を行う。	追加	保健所の移管に伴う追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						・ 市は、国及び大阪府と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。		
112	31	30	43	14	(挿入)	③ 水際対策（検疫所との連携強化） 新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航者に対する検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留施設の確保に係る情報提供などの対策に対して協力を行うほか、航空機同乗者の健康観察などを行う。	追加	保健所の移管に伴う追加
113	31	5	43	19	③ 予防接種	④ 予防接種	変更	
114	31	5	43	22	国の基本的対処方針を踏まえ、国や 府と連携して、・・・	国の基本的対処方針を踏まえ、国や大阪府と連携して、・・・	整理	
115	31	8	43	25	・ 市民に対する予防接種 あらかじめ具体的な接種体制の構築の準備を進める。	なお、実施方法等は、特定接種マニュアルを参照。 ・ 市民に対する予防接種 住民接種マニュアルに基づいた具体的な接種体制の準備を進める。	追加 変更	保健所の移管に伴う追加、変更
116	31	14	44	1	(挿入)	① 新型インフルエンザ等の症例定義の関係者への周知 国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。 ② 帰国者・接触者相談センターの設置・周知 ・ 帰国者・接触者外来への受診のため、国が示す症例定義に従いトリアージを行う、帰国者・接触者相談センターを設置する。 ・ 新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有	追加	保健所の移管に伴う追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。		
117	31	15	44	10	① 医療体制の整備 ・ <u>引き続き、府の搬送体制の確保に協力する。</u> ・ <u>府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。</u> ・ <u>透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいイリスク層の専門治療が可能な受け入れ医療機関をあらかじめ把握する。</u>	③ 医療体制の整備 <u>医師会、病院協会等に協力を求め、以下の医療体制を整備する。</u> ・ <u>新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性が、それ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、あらかじめ指定する医療機関に対し、帰国者・接触者外来を開設するよう要請する。</u> ・ <u>帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会、病院協会等の協力を得て、市内の全医療機関において院内感染対策を講じるよう要請する。</u> ・ <u>市内発生期における一般の医療機関での診療開始に備え、院内感染防止策を講じるよう要請する。</u> ・ <u>帰国者・接触外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。</u> ・ <u>新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を大阪府立公衆衛生研究所等に搬送し、亜型等の同定を行う。国立感染症研究所は、それを確認</u>	追加	保健所の移管に伴う変更、追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						する。 ・ <u>感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関や協力医療機関等に患者の受け入れのための準備を要請する。</u> ・ <u>感染が拡大して重症者が増えた場合に備えて、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておくことが必要であることから、保健所において、どれだけの受入可能な病床数が確保できるかを把握するとともに、地域の医療機関に対して、受入数の拡充について協力を求める。</u> ・ <u>透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。</u> ④ <u>医療機関等への情報提供</u> <u>新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</u> ⑤ <u>抗インフルエンザウイルス薬の予防投与</u> <u>国及び大阪府と連携し、大阪府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用し、患者の同居者、医療従事者に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</u> ⑥ <u>患者の搬送・移送体制の確立</u> <u>患者発生に備えて、消防本部と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送体制</u>		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						<u>の確立を図る。</u>		
118	31	23	45	20	① 要援護者への生活支援 府内感染期における要援護者への生活支援 _____ _____ 搬送、死亡時の対応等について、____ 府と連携しその具体的対応の準備を行う。 ② 事業所の対応 市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう呼びかける。	① 要援護者への生活支援 府内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、<u>大阪府</u>と連携しその具体的対応の準備を行う。 ② 事業所の対応 市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう<u>要請する</u>。	追加整理	保健所の移管に伴う追加
119	32	4	46	2	④ 市民・事業者への呼びかけ ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、<u>事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。</u>	④ 市民・事業者への呼びかけ ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、<u>外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。</u> _____ <u>事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう関係団体等に要請する。</u>	追加変更	市民と事業者で段落を分離
120	33	2	47	2	3. 市内発生早期 _____ 【対策の考え方】 (挿入)	3. 市内発生早期 <u>府内発生早期～府内感染期</u> 【対策の考え方】 ・ 政府対策本部が<u>府域に緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策</u>	追加	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						<u>を講じる。</u>		
121	33	27	48	2	① 発生段階の変更 <u>市対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会等の協力を得ながら府と協議して、決定し公表する。</u> なお、<u>府域に緊急事態宣言が</u>発出され、<u>市対策本部が設置されていない場合は、速やかに</u>設置する。<u></u>	① 発生段階の変更 <u>府内発生早期において、市対策本部が設置されているときは寝屋川市災害対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）を、未設置の場合は健康危機管理対策会議を開催し、本市の発生段階を決定する。</u> なお、<u>市対策本部が設置されていない場合において、府域に緊急事態宣言が</u>発出された場合は、<u>特措法第34条の規定に基づき、速やかに市対策本部を設置するとともに市対策本部会議を開催し、対策の強化を図る。</u>	変更	保健所の移管に伴う変更
122	34	9	48	25	(挿入)	③ 調査研究 <u>市内で発生した患者について、初期の段階において、国から積極的疫学調査チームが派遣された場合には、連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加
123	34	13	49	4	ア 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。	ア 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。	整理	
124	34	25	49	16	オ 学校、 <u>保育所</u> 、福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。	オ 学校、 <u>保育施設</u> 、福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。	変更	保育所＝公立に限定されるため変更。

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
125	34	27	49	18	(挿入)	<u>カ 患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準及び手法により、大阪府と連携して公表する。</u> <u>キ 保健所は、感染の拡大を防ぐため、必要な患者の情報を関係先に伝達して濃厚接触者の調査や臨時休業の要請等を行う。その場合に、可能な限り患者本人（未成年の場合は保護者）の同意を得よう努めるものとする。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加
126	34	27	49	24	② 情報共有 国や__府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、関係部局においても共有する。	② 情報共有 国や大阪府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、各部局においても共有する。	整理	
127	35	2	49	27	③ コールセンター等の体制充実・強化 国や__府が配布したQ&A改定版等を活用するとともに、コールセンター等の体制を充実・強化する。	③ コールセンター等の体制充実・強化 国や大阪府が配布したQ&A改定版等を活用するとともに、コールセンター等の体制を充実・強化する。	整理	
128	35	7	50	3	① 市内での感染拡大防止策 ・ <u>引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける、時</u>	① 市内での感染拡大防止策 ・ <u>国及び大阪府と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（積極的疫学調査、外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行う。</u> ・ <u>業界団体等を經由又は直接、市民、事業者等に対して、大阪府とともに次の要請を行う。</u> ・ <u>市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うが</u>	追加 変更	保健所の移管に伴う追加、変更

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
					差出勤の実施等の基本的な感染対策__を勧奨する。	い、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。		
129	35	10	50	11	・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を呼びかける。 ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の<u>励行</u>など、適切な感染予防策を講じるよう呼びかける。 ・ _____基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう呼びかける。	・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を<u>要請</u>する。 ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の<u>呼びかけ</u>など、適切な感染予防策を講じるよう<u>要請</u>する。 ・ <u>病院、高齢者施設等</u>の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう<u>要請</u>する。	整理	
130	35	22	50	23	・ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、_____関係者の協力を得て、市民へのワクチン接種を開始する。	・ パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、<u>住民接種マニュアルに基づき</u>、関係者の協力を得て、市民へのワクチン接種を開始する。	追加	ワクチンの接種方法の根拠を示すため追加
131	35	27	50	28	原則として__市内に居住するもの__に対し、集団的接種を行う。	原則として、 <u>市内に居住する者を対象に</u> 、集団的接種を行う。	整理	
132	36	38	51	34	① _____医療体制の整備 ・ <u>引き続き、府の搬送体制の確保に協力する。</u> ・ <u>府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。</u> ② <u>医療機関・薬局における警戒活動</u> <u>警察に、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を要請する。</u>	① <u>市内未発生期に引き続いての医療体制の整備</u> <u>帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。</u> ② <u>患者への対応等</u> <u>国及び大阪府と連携し、以下の対策を行う。</u> ・ <u>新型インフルエンザ等と診断されたものに対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に搬送し、入院措置を行う。</u> <u>この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関</u>	変更 追加	保健所の移管に伴う変更、追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。 ・ 保健所は、必要と判断した場合には、大阪府立公衆衛生研究所等において、<u>新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行うが、全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。</u> ・ <u>新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員であって、十分な防御なく曝露した者には、国及び大阪府と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。</u> <u>なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関に移送することを消防本部に要請する。</u> ③ <u>医療機関等への情報提供</u> <u>引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</u> ④ <u>一般の医療機関での診療への移行</u> <u>患者が増加してきた場合においては、国の要請に基づき、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関（あらかじめ新型インフルエンザ等の診療を行わな</u>		

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						<u>いこととする医療機関を除く。）でも診療する体制に移行する。</u>		
133	37	17	53	11	① 要援護者への生活支援 <u>府内感染期における要援護者への生活支援</u> _____、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて府と連携して支援を行う。	① 要援護者への生活支援 <u>市内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）</u> 、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて府と連携して支援を行う。	変更 追加	保健所の移管に伴う変更、追加
134	37	21	53	16	② 事業所の対応 市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう呼びかける。	② 事業所の対応 市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう <u>要請する</u> 。	整理	
135	37	25	53	20	④ 市民・事業者への呼びかけ <u>市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。</u>	④ 市民・事業者への呼びかけ ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかける。 ・ 事業者に対して、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう <u>関係団体等に要請する</u> 。	変更 整理	市民と事業者で段落を分離
136	40	19	55	19	4. 市内感染期 【対策の考え方】 ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。	4. 市内感染期 【対策の考え方】 ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減するため、 <u>市内発生早期に引き続き、市民への接種を進める。</u>	追加	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
137	40	28	55	27	（１）実施体制 ① 発生段階の変更 <u>市対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会や保健所等の協力を得ながら府と協議して、決定し公表する。</u>	（１）実施体制 <u>・ 必要に応じ、市対策本部会議を開催し、今後の対策等について、大阪府と連携しながら、市域に係る新型インフルエンザ対策の総合的な推進を図る。</u>	変更	保健所の移管に伴う変更
138	41	16	56	13	② サーベイランス <u>国及び府の要請に応じ適時協力する。</u>	② サーベイランス <u>ア 全数把握</u> <u>・ 国内での報告書が数百例に達し、府内においても感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、大阪府の判断により中止もしくは継続を決定する。</u> <u>・ 中止の時期は、府内の患者数や感染ルートの把握状況等の感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化の特徴等を踏まえ、大阪府が判断する。</u> <u>イ その他のサーベイランス</u> <u>・ 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）、入院サーベイランスは継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻す。</u> <u>・ 国から提供されたリアルタイムの国内発生状況をもとに、国及び大阪府と連携し、必要な対策を実施する。</u>	変更 追加	保健所の移管に伴う変更、追加
139	41	31	57	8	エ 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、<u>その後</u>の情報提供に反映する。	エ 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、<u>以後の</u>情報提供に反映する。	整理	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
140	42	2	57	10	オ 学校、 <u>保育所</u> 、福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。	オ 学校、 <u>保育施設</u> 、福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。	変更	保育所＝公立に限定されるため変更。
141	42	4	57	12	(挿入)	カ 保健所は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準及び手法により、大阪府と連携して公表する。	追加	保健所の移管に伴う追加
142	42	5	57	15	② 情報共有 国や__府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、 <u>関係部局</u> においても共有する。	② 情報共有 国や <u>大阪府</u> が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、 <u>各部局</u> においても共有する。	整理	
143	42	12	57	22	① 市内での感染拡大防止策 ・ <u>引き続き</u> 、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策__を勧奨する。	① 市内での感染拡大防止策 <u>業界団体等を経由又は直接、市民、事業者等に対して、大阪府とともに次の要請を行う。</u> ・ <u>市民、福祉施設、事業所等</u> に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。	追加 変更	保健所の移管に伴う追加、変更
144	42	15	57	27	・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を <u>呼びかける</u> 。 ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の <u>励行</u> など、適切な感染予防策を講じるよう <u>呼びかける</u> 。 ・ _____基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう <u>呼びかける</u> 。	・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を <u>要請する</u> 。 ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の <u>呼びかけ</u> など、適切な感染予防策を講じるよう <u>要請する</u> 。 ・ <u>病院、高齢者施設等</u> の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう <u>要請する</u> 。	整理	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
145	42	20	58	3	(挿入)	・ <u>市内感染期になった場合は、患者の治療を優先することから、医療機関に対し、患者との濃厚接触者（同居者を除く）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。</u> ・ <u>患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加

146	42	23	58	10	② 市民に対する予防接種 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。	② 市民に対する予防接種 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 <u>なお、接種は、住民接種マニュアルに基づき実施する。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加
147	43	24	59	6	(5) 医療 ① <u>医療体制の整備</u> <u>府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。</u>	(5) 医療 ① <u>患者への対応等</u> <u>保健所は、国及び大阪府と連携し、以下の対策を行う。</u> ・ <u>帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、あらかじめ新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。</u> ・ <u>入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</u>	変更追加	保健所の移管に伴う変更、追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
						・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断した場合の医師による処方箋の発行、ファクシミリ等による送付について、国が示す対応方針を周知する。 ・ 医療機関に対し、従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認するよう要請し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。		
148	43	26	59	20	(挿入)	② 医療機関等への情報提供 引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。	追加	保健所の移管に伴う追加
149	43	26	59	24	② 在宅療養者への支援 国や府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援_____や自宅で死亡した患者への対応に努める。	③ 在宅療養者への支援 国及び大阪府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。	整理 追加	保健所の移管に伴う追加
150	43	29	59	28	③ 医療機関・薬局における警戒活動	④ 医療機関・薬局における警戒活動	変更	
151	44	12	60	15	① 要援護者への生活支援 府内感染期における要援護者への生活支援_____、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて_____府と連携して引き続き支援を行う。	① 要援護者への生活支援 府内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供）、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて大阪府と連携して引き続き支援を行う。	追加 整理	保健所の移管に伴う追加

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
152	44	16	60	20	② 事業所の対応 市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう呼びかける。	② 事業所の対応 市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう要請する。	整理	
153	44	24	60	28	事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。	事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。	整理	
154	48	25	63	14	5. 小康期 【対策の考え方】 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、引き続き市民への接種を進める。	5. 小康期 【対策の考え方】 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。	整理	
155	48	18	63	18	① 市対策本部の廃止 府域に緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに市対策本部を廃止する。	① 市対策本部の廃止 府域の緊急事態解除宣言が発出された時は、市対策本部を廃止する。	整理	
156	48	19	63	19	(挿入)	② <u>引き続き情報収集に努めるとともに、必要に応じて、健康危機管理対策会議を開催し、流行の第二波に備えての準備を行う。</u>	追加	保健所の移管に伴う追加
157	48	24	63	26	② サーベイランス <u>国及び府の要請に適時協力する。</u>	② サーベイランス <u>通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため、ウィルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。</u>	変更 追加	保健所の移管に伴う追加
158	49	5	64	8	② 情報共有 国や____府のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。	② 情報共有 国や <u>大阪</u> 府のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。	整理	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考																												
	ページ	行	ページ	行																																
159	49	13	64	16	① 市民に対する予防接種 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。	① 市民に対する予防接種 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。 なお、接種は、住民接種マニュアルに基づき、実施する。	追加	保健所の移管に伴う追加																												
160	49	13	64	24	(5) 医療 ① 流行の第二波に備え、府からの医療体制などの支援の要請に適時協力する。	(5) 医療 国及び大阪府と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。	変更	保健所の移管に伴う変更																												
161	49	30	65	1	① 要援護者への生活支援 要援護者への生活支援_____、 搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて____府と連携して引き続き支援を行う。	① 要援護者への生活支援 要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、 搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて大阪府と連携して引き続き支援を行う。	追加 整理	保健所の移管に伴う追加																												
162	50	6	65	9	④ 市民・事業者への呼びかけ 必要に応じ、引き続き__市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。	④ 市民・事業者への呼びかけ 必要に応じ、引き続き__市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。	整理																													
参考資料 1 発生段階別 対応一覧																																				
163	51	10	66	10	<table><tr><td>取組</td><td>取組内容</td><td>未発生期</td><td>発生初期</td><td>市内早期発生</td><td>市内感染期</td><td>小規模期</td></tr><tr><td colspan="7">(1) 実施体制</td></tr></table>	取組	取組内容	未発生期	発生初期	市内早期発生	市内感染期	小規模期	(1) 実施体制							<table><tr><td>取組</td><td>取組内容</td><td>未発生期</td><td>発生初期</td><td>市内早期発生</td><td>市内感染期</td><td>小規模期</td></tr><tr><td colspan="7">(1) 実施体制</td></tr></table>	取組	取組内容	未発生期	発生初期	市内早期発生	市内感染期	小規模期	(1) 実施体制							変更	
取組	取組内容	未発生期	発生初期	市内早期発生	市内感染期	小規模期																														
(1) 実施体制																																				
取組	取組内容	未発生期	発生初期	市内早期発生	市内感染期	小規模期																														
(1) 実施体制																																				

番号	現行		改訂（案）		現行							改訂（案）							内容	備考		
	ページ	行	ページ	行																		
					体制の整備及び連携強化	_____府や指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。	○						体制の整備及び連携強化	大阪府や警察、消防本部と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。	○							
164	51	12	66	13	体制の整備及び連携強化	(挿入)							体制の整備及び連携強化	新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 また、大阪府の支援を受けて、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、職員等を養成する。	○					追加		
					(挿入)							府対策本部が立ち上がったときに備えて、速やかに市対策本部が立ち上げられるよう体制を整備する。		○								
165	51	12			体制の整備及び連携強化	新型インフルエンザ等の発生に備え、災害訓練を活用してシミュレーションを実施する等、警察、消防本部と連携を強化する。	○													削除		
166	51	14	66	19	市対策本部の設置	海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、_____庁内会議を行い、_____情報の集約・共有・分析を行うとともに、市の初動対応について協議する。				○			市対策本部の設置	海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、市は庁内会議を行い、保健所は、健康危機管理対策会議を組成し情報の集約・共有・分析を行うとともに、市の初動対応について協議する。		○				追加	保健所の移管に伴う追加	
167	51	19	66		市対策本部の設置	保健所が開催する対策会議に参加し、市内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。			○											削除		
168	51	21	66	25	発生段階の変更	市対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会や保健所等の協力を得ながら_____府と協議して、決定し公表する。				○	○		発生段階の変更	市対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、医師会や保健所等の協力を得ながら大阪府と協議して、決定し公表する。				○	○	整理		

番号	現行		改訂（案）		現行							改訂（案）							内容	備考																																											
	ページ	行	ページ	行																																																											
169	51	24	66	28	<table><tr><td>市対策本部の廃止</td><td>府域に緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに市対策本部を廃止する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr></table>							市対策本部の廃止	府域に緊急事態解除宣言が発出された時は、 速やかに 市対策本部を廃止する。							○	<table><tr><td>市対策本部の廃止</td><td>府域の緊急事態解除宣言が発出された時は、<u>市</u>市対策本部を廃止する。 保健所は、必要に応じて健康危機管理対策会議を開催し、流行の第2波に備えての準備を行う。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr></table>							市対策本部の廃止	府域の緊急事態解除宣言が発出された時は、 <u>市</u> 市対策本部を廃止する。 保健所は、必要に応じて健康危機管理対策会議を開催し、流行の第2波に備えての準備を行う。							○	整理追加	保健所の移管に伴う追加																									
市対策本部の廃止	府域に緊急事態解除宣言が発出された時は、 速やかに 市対策本部を廃止する。							○																																																							
市対策本部の廃止	府域の緊急事態解除宣言が発出された時は、 <u>市</u> 市対策本部を廃止する。 保健所は、必要に応じて健康危機管理対策会議を開催し、流行の第2波に備えての準備を行う。							○																																																							
170	51	28			<table><tr><td colspan="9">(2) 情報収集・サーベイランス</td></tr><tr><td>サーベイランス</td><td>国及び府の要請に応じ適時協力する。</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>							(2) 情報収集・サーベイランス									サーベイランス	国及び府の要請に応じ適時協力する。	○	○	○	○	○	○	○								削除																										
(2) 情報収集・サーベイランス																																																															
サーベイランス	国及び府の要請に応じ適時協力する。	○	○	○	○	○	○	○																																																							
171	51	28	66	34	(挿入)							<table><tr><td rowspan="6">サーベイランス</td><td>日頃から医療機関、こども部、教育委員会等の協力のもと、季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市内における感染を速やかに探知できるよう、サーベイランスの体制を強化する。また、保健所は、<u>サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から報告を求めるとともに、その原因について迅速に調査を行う等、体制を強化する。</u></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査及び、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析、評価に協力する。</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、大阪府の判断により中止もしくは継続を決定する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>患者サーベイランス(定点サーベイランス)、入院サーベイランスは継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻す。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>通常のサーベイランスを継続するとともに再流行を早期に探知するため、ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr></table>							サーベイランス	日頃から医療機関、こども部、教育委員会等の協力のもと、 季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。	○						市内における感染を速やかに探知できるよう、サーベイランスの体制を強化する。また、保健所は、 <u>サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から報告を求めるとともに、その原因について迅速に調査を行う等、体制を強化する。</u>		○					国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査及び、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析、評価に協力する。		○	○				感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、大阪府の判断により中止もしくは継続を決定する。					○		患者サーベイランス(定点サーベイランス)、入院サーベイランスは継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻す。					○		通常のサーベイランスを継続するとともに再流行を早期に探知するため、ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。						○	追加	
サーベイランス	日頃から医療機関、こども部、教育委員会等の協力のもと、 季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。	○																																																													
	市内における感染を速やかに探知できるよう、サーベイランスの体制を強化する。また、保健所は、 <u>サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から報告を求めるとともに、その原因について迅速に調査を行う等、体制を強化する。</u>		○																																																												
	国が実施するインフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査及び、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析、評価に協力する。		○	○																																																											
	感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、大阪府の判断により中止もしくは継続を決定する。					○																																																									
	患者サーベイランス(定点サーベイランス)、入院サーベイランスは継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻す。					○																																																									
	通常のサーベイランスを継続するとともに再流行を早期に探知するため、ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。						○																																																								

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考
	ページ	行	ページ	行				
172	51	28	67	18	(追加)	調査研究 新型インフルエンザ等の府内発生時に、迅速かつ適切に疫学調査を実施できるよう国及び大阪府との連携体制の整備を図る。 市内で発生した患者について、初期の段階において、国から積極的疫学調査チームが派遣された場合には、連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集、分析する。 Ω	追加	
173	52	3	67	24	(挿入)	(3) 情報提供・共有 継続的な情報提供 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体をりよし、継続的にわかりやすい情報提供を行う。 季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。 Ω	追加	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）										内容	備考																		
	ページ	行	ページ	行																															
174	52	8	67	34	(3) 情報提供・共有										体制整備等	新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。 ・提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化 ・ <u> </u> 媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関の活用	○																		
					新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。 ・提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化 ・ <u> </u> 媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関の活用					○																									
					一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。 ・広報広聴課を中心とし、危機管理室及び保健福祉部が協力した情報提供体制の検討 ・適時適切な情報共有方法の検討等 ・個人情報の取り扱いに関する基準や情報の提供方法、内容等について報道機関と事前に調整																			○											
					常に情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。																									○					
					近隣自治体や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。 更に、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有の在り方を検討する。																														

番号	現行		改訂（案）		現行							改訂（案）						内容	備考
	ページ	行	ページ	行															
175	52	24			情報提供 新型コロナウイルス等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。 マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人感染対策の普及を図る。	○						(削除)						削除	
176	53	9	68	31	情報提供 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。			○	○			情報提供 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。			○	○		整理	
177	53	21	69	4	情報提供 学校、保育所、福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。			○	○			情報提供 学校、保育施設、福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。			○	○		変更	保育所＝公立に限定されるため変更。
178	53	23	69	6	(挿入)							情報提供 患者発生状況等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準及び手法により、大阪府と連携して公表する。 保健所は、感染の拡大を防ぐため、必要な患者の情報を関係先に伝達して濃厚接触者の調査や臨時休業の要請等を行う。その場合に、可能な限り患者本人（未成年の場合は保護者）の同意を得るよう努めるものとする。			○	○		追加	保健所の移管に伴う追加

番号	現行		改訂（案）		現行								改訂（案）						内容	備考		
	ページ	行	ページ	行																		
179	53	29	69	19	情報共有	国や____府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を、関係部局と共有する。		○					情報共有	国や大阪府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を、関係部局と共有する。		○					整理	
						国や____府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、関係部局においても共有する。			○	○				国や大阪府が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、各部局においても共有する。			○	○				
						国や____府のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。						○		国や大阪府のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。					○			
180	53	36	69	27	コールセンター等の設置	____府からの要請に基づき、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるためのコールセンター等を設置する準備を進める。	○						コールセンター等の設置	大阪府からの要請に基づき、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるためのコールセンター等を設置する準備を進める。	○						整理	
						____府からの要請に基づき、国や____府が作成、配布したQ＆A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。		○						大阪府からの要請に基づき、国や大阪府が作成、配布したQ＆A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。		○						
181	54	10			帰国者・接触者相談センターの周知	新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。		○					(削除)								削除	

番号	現行		改訂（案）		現行											改訂（案）	内容	備考						
	ページ	行	ページ	行																				
182	54	14	70	3	(4) 予防・まん延防止 個人における対策の普及 ____市、学校、保育所、福祉施設、事業所等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。 a 基本的な感染予防対策 ・ マスク着用 ・ 咳エチケット ・ 手洗い ・ うがい ・ 人ごみを避ける 等 b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策 ・ 帰国者・接触者相談センターに連絡する。 ・ 感染を広げないように不要不急な外出を控える。 ・ マスクの着用等の咳エチケットを行う 等。 府域で緊急事態宣言が発出されたときにおける、不要不急の外出自粛等の感染対策について、____ ____市民の理解促進を図る。	○									(4) 予防・まん延防止 対策実施のための準備 個人における対策の普及 本市、学校、保育施設、福祉施設、事業所等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。 a 基本的な感染予防対策 ・ マスク着用 ・ 咳エチケット ・ 手洗い ・ うがい ・ 人ごみを避ける 等 b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策 ・ 帰国者・接触者相談センターに連絡する。 ・ 感染を広げないように不要不急な外出を控える。 ・ マスクの着用等の咳エチケットを行う 等。 ____緊急事態宣言が発出されたときにおける、不要不急の外出自粛等の感染対策について、国や大阪府と連携し、____市民の理解促進を図る。	○							変更	
183	54	33	70	24	地域対策及び職場対策の周知 新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知を図るための準備を行う。 また、____府と協力して、緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。	○									地域対策及び職場対策の周知 新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知を図るための準備を行う。 また、大阪府と協力して、緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。	○							整理	
184	54	35	70	26	市内での____感染拡大防止策の準備 未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。	○									市内での発生及び感染拡大防止策の準備 未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。	○							追加	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）						内容	備考		
	ページ	行	ページ	行											
185	54	37	70	28	(挿入)	市内での発生及び感染拡大防止策の準備	保健所は、国及び大阪府と連携し、 新型インフルエンザの市内発生に備え、患者への対応（治療・入院措置）、 患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛、健康観察、有症時の対応・指導等）を行う。 市は、検閲所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。		○					追加	保健所の移管に伴う追加
186	54	37	70	34	市内での―― ――感染拡大防止策の準備	引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策__を勧奨する。					○	○		変更	
187	55	3	70	38	市内での―― ――感染拡大防止策の準備	事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理、受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を呼びかける。					○	○		整理	
188	55	4	70	39	市内での―― ――感染拡大防止策の準備	公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行など、適切な感染予防策を講じるよう呼びかける。					○	○		整理	

番号	現行		改訂（案）		現行							改訂（案）						内容	備考
	ページ	行	ページ	行															
189	55	6	71	2	市内での——感染拡大防止策の準備	基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう呼びかける。			○	○		市内での発生及び感染拡大防止策の準備	病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。			○	○	整理	
190	55	8	71	5	(挿入)							市内での発生及び感染拡大防止策の準備	市内or府内感染期になった場合は、患者の利用を優先することから、医療機関に対し、患者との濃厚接触(同居者を除く)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が固化を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。 患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。			○		追加	
191	55	11	71	16	(挿入)							水際対策	海外で新型コロナウイルスが発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者(航空機同乗者等)に対して健康観察、疫学調査を行うこととなるため、平時から検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る。	○				追加	保健所の移管に伴う追加
													新型コロナウイルス等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航者に対する検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留施設の確保に係る情報提供などの対策に対して協力を行うほか、航空機同乗者の健康観察などを行う。		○				

番号	現行		改訂（案）		現行							改訂（案）						内容	備考
	ページ	行	ページ	行															
192	55	14	71	28	特定接種	国の基本的対処方針を踏まえ、国や____府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。		○				特定接種	国の基本的対処方針を踏まえ、国や大阪府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。		○			整理	
193	55	17	71	31	市民に対する予防接種	国及び____府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。	○					市民に対する予防接種	国及び大阪府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。	○				整理	
						円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣自治体間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の自治体における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び____府から、技術的な支援を受ける。	○						円滑な接種の実施のために、あらかじめ近隣自治体間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の自治体における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び大阪府から、技術的な支援を受ける。	○					
194	55	24	72	2	市民に対する予防接種	速やかに接種することができるよう、医師会、____医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について____準備を進める。	○					市民に対する予防接種	速やかに接種することができるよう、医師会、病院協会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法については、住民接種マニュアルに基づき準備を進める。	○	○			追加	
195	55	28			市民に対する予防接種	あらかじめ具体的な接種体制の構築の準備を進める。		○				(削除)						削除	
196	56	2	72	14	市民に対する予防接種	パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、____関係者の協力を得て、市民へのワクチン接種を開始する。			○			市民に対する予防接種	パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、住民接種マニュアルに基づき、関係者の協力を得て、市民へのワクチン接種を開始する。			○		追加	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）								内容	備考
	ページ	行	ページ	行											
200	56	13	72	28	(挿入)	<u>地域医療体制の整備</u>	<u>新型インフルエンザ等の発生時に おいて、帰国者、接触者外来を設置する 医療機関(市休日診療所含む)や臨時に 外来を開設することができる公共施設 等のリストを作成する。</u>	○					追加		
					<u>国及び大阪府と連携し、市内全医療 機関に対して、医療機関の特性や規模 に応じた診療継続計画の作成を要請す る。</u>		○								
					<u>市内の医療機関における入院可能病 床数(定員超過入院病床数等を含む)を 把握し、市内感染期以降に重症者の入 院に使用可能な病床数を確認する。</u>		○								
					<u>院内感染防止に関する情報を提供す る。</u>		○								
201	56	13	73	2	(挿入)	<u>搬送体制の整備</u>	<u>感染症法に基づき入院措置の対象と なった新型インフルエンザの患者の搬 送は保健所が行うため、事前に体制整 備の準備を行う。また、保健所での対 応が困難になった場合の対応につい て、消防本部と事前協議する。</u>	○					追加	保健所の移 管に伴う追 加	
202	56	13	73	6	(挿入)	<u>新型イン フル エンザ 等の症 例定義 の関係 者への 周知</u>	<u>保健所は、国が示す、新型インフル エンザ等の症例定義を関係機関に周知 する。</u>		○				追加	保健所の移 管に伴う追 加	

番号	現行		改訂（案）		現行	改訂（案）	内容	備考																						
	ページ	行	ページ	行																										
203	56	13	73	8	(挿入)	<table><tr><td>帰国者・接触者相談センターの設置・周知</td><td>帰国者、接触者外来への受診のため、国が示す症例定義に従いトリージを行う。帰国者・接触者相談センターを設置する。 新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	帰国者・接触者相談センターの設置・周知	帰国者、接触者外来への受診のため、国が示す症例定義に従いトリージを行う。帰国者・接触者相談センターを設置する。 新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。			○	○			追加															
帰国者・接触者相談センターの設置・周知	帰国者、接触者外来への受診のため、国が示す症例定義に従いトリージを行う。帰国者・接触者相談センターを設置する。 新型インフルエンザ等発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。			○	○																									
204	56	13	73	13	(挿入)	<table><tr><td>市内感染期に備えた医療の確保</td><td>保健所は、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	市内感染期に備えた医療の確保	保健所は、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。				○			追加	保健所の移管に伴う追加														
市内感染期に備えた医療の確保	保健所は、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。				○																									
205	56	13	73	15	(挿入)	<table><tr><td rowspan="3">患者への対応等</td><td>感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に搬送し、入院措置を行う。この措置は、発生当初においては病原性が低いことが判明しない限り実施する。 また、PCR検査等の確定検査は、重症者に限定して行う。</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員であって、十分な防御無く曝露した者には、国及び大阪府と連携し、抗インフルエンザウイルス薬のよほ投与や有症時の対応を指導する。</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>保健所は、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。 また、重症者以外の患者に対しては、在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table>	患者への対応等	感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に搬送し、入院措置を行う。この措置は、発生当初においては病原性が低いことが判明しない限り実施する。 また、PCR検査等の確定検査は、重症者に限定して行う。				○			新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員であって、十分な防御無く曝露した者には、国及び大阪府と連携し、抗インフルエンザウイルス薬のよほ投与や有症時の対応を指導する。				○			保健所は、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。 また、重症者以外の患者に対しては、在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。					○		追加	保健所の移管に伴う追加
患者への対応等	感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に搬送し、入院措置を行う。この措置は、発生当初においては病原性が低いことが判明しない限り実施する。 また、PCR検査等の確定検査は、重症者に限定して行う。				○																									
	新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員であって、十分な防御無く曝露した者には、国及び大阪府と連携し、抗インフルエンザウイルス薬のよほ投与や有症時の対応を指導する。				○																									
	保健所は、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。 また、重症者以外の患者に対しては、在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。					○																								

番号	現行		改訂（案）		現行							改訂（案）							内容	備考
	ページ	行	ページ	行																
206	56	18	73	28	研修等 府が医療従事者等関係者に対して実施する、市内発生を想定した研修や訓練に協力する。 ○							研修等 国及び大阪府と連携し、医療従事者等関係者に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。 ○							変更	
207	56	20	73	30	(挿入)							医療資器材の整備 市は、必要となる医療資材(個人防護具等)をあらかじめ備蓄、整備する。 医療機関が必要な医療資材を整備するよう要請する。 ○							追加	
208	56	20	73	33	医療体制の整備 引き続き、府の搬送体制の確保に協力する。 府から医療体制等の支援の要請があった場合、速やかに協力する。 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。 流行の第三波に備え、府からの医療体制などの支援の要請に適時協力する。 ○ ○ ○ ○							医療体制の整備 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。 ○							削除	
209	56	27	73	35	(挿入)							医療機関への情報提供 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 ○ ○ ○							追加	

番号	現行		改訂（案）		現行							改訂（案）						内容	備考			
	ページ	行	ページ	行																		
210	56	27	74	2	医療機関・薬局における警戒活動	警察に、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を要請する。					在宅療養者への支援					国及び大阪府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。					変更 追加	・ 順番の入れ替え ・ 保健所の移管に伴う追加
					在宅療養者への支援	国や府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援 _____や自宅で死亡した患者への対応に努める。					医療機関・薬局における警戒活動					警察に、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を要請する。						
211	56	33	74	9	(6)生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置						(6)生活環境の保全その他の市民の生活及び地域経済の安定に関する措置						追加	保健所の移管に伴う追加				
					要援護者への生活支援	府内感染期における要援護者への生活支援 _____、搬送、死亡時の対応等について、____府と連携し要援護者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。					要援護者への生活支援					府内感染期における要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、大阪府と連携し要援護者の把握とともに、その具体的手続きを決めておく。						
					(挿入)						府内感染期における要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、大阪府と連携しその具体的対応の準備を行う。											
					(挿入)						府内感染期における要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、必要に応じて大阪府と連携して支援を行う。											

番号	現行		改訂（案）		現行								改訂（案）								内容	備考
	ページ	行	ページ	行																		
212	57	7	74	20	事業所の対応	市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう呼びかける。		○					事業所の対応	市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。		○					整理	
						市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう呼びかける。				○				市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう要請する。			○					
						市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう呼びかける。					○			市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう要請する。				○				
						流行の第二波に備え、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう呼びかける。						○		流行の第二波に備え、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を講じるよう要請する。					○			
213	57	15	74	28	火葬能力等の把握	国及び____府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。		○					火葬能力等の把握	国及び大阪府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。		○					整理	
214	57	27	75	5	市民・事業者への呼びかけ	市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう適切な措置を講じる。		○	○	○	○		市民・事業者への呼びかけ	市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。		○					変更 整理	順番の入れ替え
						市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。		○						市民に対し、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。		○	○	○	○			

番号	現行		改訂（案）		現行						改訂（案）					内容	備考	
	ページ	行	ページ	行														
215	57	33	75	11	物資の 備蓄等	新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資を備蓄するとともに、施設及び設備等を整備する。	○					物資の 備蓄等	新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品、その他の物資を備蓄し、又は施設及び設備等を整備する。	○			整理	
参考資料 2 特定接種の対象となる業種・職務について																		
216	65	21	82	21	鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	国土交通省		鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省	変更		
217					寝屋川市保健福祉部健康増進課 〒572-8533 寝屋川市池田西町 28 番 22 号 市立保健福祉センター 2 階 (TEL) 072-824-1181（代表） (FAX) 072-838-0428 (URL) http://www.city.neyagawa.osaka.jp/						寝屋川市健康部健康推進室 〒572-8533 寝屋川市池田西町 28 番 22 号 市立保健福祉センター 2 階 (TEL) 072-824-1181（代表） (FAX) 072-838-0428 (URL) http://www.city.neyagawa.osaka.jp/						変更	現在の機構 に変更